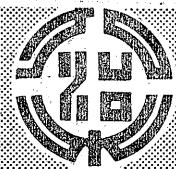


41.3.10 発行

児島縣始良郡場輝夫印  
鹿治曾中吉  
木元屋邦印  
加人印刷所

広報・かじ

全ご家庭に、もれなく配布

4月1日から実施へ

## 行政組織の整備と

### 公民館活動の体制整備

#### 部落組織再編成に当つて

町長 曽木隆輝

本町の行政の末端組織は、戦後嘱託員設置条例を制定して、既に十数年運営してきました。

しかし、この制度が必ずしも最上の方ではないとして、数年来もっとよい方法はないか、役場の行政の一方的通達機関、いいかえれば、水道管のように上から流れただけにとどまっているようでは民意を吸い上げるバイブルとはなっていないし、また、一方交通で横など、種々論議されていました。

当局としても、どうすればよいか、いろいろ検討もし、いくつも案をつくって見ました。

しかし、長いしきたりを一朝に変えることはたいへん困難であるし、幾度か手をつけかけても実施

するまでには参りませんでしたが昨年から一年がかりで、もっと入念に案をねることとし、専門委員会をつくり、ここで調査研究を重ねてもらうこととしました。

やっと案がまとまり、各機関や地区住民代表の方々に相談して、最終的なものがまとまつたので、本年四月を期してこれを具体化することとしました。このねらいは

行政組織と社会教育の二つの面から、地域の発展を自主的にはかり、もうひとつとし、末端の組織の担当者は部落自治会長とし、町と部落の中間に十五人の地区世話人をおき、絶えず密接な連絡をもつて、町政の浸透、民意の反映をはかるというのが改革の要点であります。



「そのねらいは二つ」

何とか部落組織を改正して、すつきりしたものにしたいものだとの意見は、数年来折りにふれて持ち上っていた問題であります。他の町村においても同様であつたと見え、近來とみに、この問題に取り組んでいるようであり、先進地では既に解決済みのところもあるようです。

都会地では都市合併を行なつて広域行政という見地から思い切った措置が講ぜられるし、また、市町村合併も行なわれつつある時代に、小さい戸足らずの部落といふからの中とにとじこまるようとするのは、時の流れにそぐわないやり方だと思います。

もちろん、住民感情の無視はできませんが、新しいやり方で、町勢の発展と住民各位の福利増進に役立てたいという真意を了とせら

くその委員長に互選されまして、学

習院にて、学識経験の豊富な各委員の協力を得て

専門委員会長に今日に至つた次第

いいろいろ検討し

たびたび案を練り直し、先進地の視

察をして、ああでもない、こうで

もないと論議して見ましたもの

結果的には御期待に副うような良い案も得られぬまま、四十一年度実施を目指し、一応の成案を得て答申にまでこぎつけました。願わくばこれを基礎として実施のうえ

#### 嘱託員制度改正の考え方

進

稻田

稲田

稲田

稲田

稲田

稲田

稲田

稲田

稲田

### 買物は

町内の商店で

②

ぐあいの悪い点は階を迫りて改善を加えていったならば、終わりには理想的なものになるのではないかと考えます。

③ 社会教育に関する責任を分担していただきことにしました。

## 一、部落組織の歩み

ら、だんだんこの組織も弱体化の一途をたどることとなつた。

なつたのである。この観点から、当町の現制度をみると、町政の部

かと考えます。

各地区の説明会におきまして、大方の御賛成をいただき、これで

やつて見ようとの御意見であつたことはありがたいことであつたと思ひます。

## ★改正の主な点は

と改めました。

われわれの部落は自らの手で成  
り立つようになつた自台意識である。

以上はよどいの自治意識に由来するところが肝要と存じます。

嘱託員という名は、どうも役員

職員の出先機関といふ奥深い強さから、われわれの選

だ部落の首長という意味を強く

識していただこうというもので、

（④）地図七語人を置くところに  
した。

## 部落組織を適正規模にしたい

いうことが第一のねらいでした。

思われます。

そこで、今回新しく設置され

地図上に示す如き、本邦は東洋の中心地に位置し、世界の諸國と接する。故に、外國との貿易、通商、通航等の事項は、常に關係あるものである。

共通の目的に向つて広域的に大團結するよう世話をいたぐには、部落間の気心もわかり、合への足がかりも得られるもの

はないかと期待しています。

③ 社会教育に関する責任を分担していただきました。

従来の嘱託員は部落の各種社会教育団体とのつながりが薄く、たとえば、婦人会とか、P.T.A.とか青年団、体育の団体とは無関係のところが多かったため、社会教育の浸透に支障があるという意見もあり、今回の自治会長としての立場でこれらの諸団体の連絡を密にしていただき、部落公民館長として地区公民館主事(地区世話人)につながって社会教育の振興に尽していただこうというねらいです。

④ 部落の規模に応じて、部を設け各部長をおいて責任を分担していただきました。

たとえば、総務部、婦人部、青少年部、防犯部、納税部というようなものを適当に設けていただきすべてを自治会長に任せきりにせず、部落民が責任を分ち合い、相協力して、部落自治を盛り上げていくことにしたいとのねらいです。

以上の点を主なものとして改正を加え、従来の制度を一步前進させたつもりです。どうかよい自治会長、よい地区世話人をお選びになって、和をもつて地域の振興に努めていただき、住みよい町づくりができるよう念願いたします。

# 一、部落組織の歩み

支那事変や大東亜戦争がなければ、わであつたころ、当町の部落組織も国の要請にそつて隣組の上に常会を設け、対戦と物資の供出態勢を確立し、ただ國の命による部落活動のほかは、いかなる政治活動も許されず、住民は一方的行動のほかには、その意志の反映も人権の尊重もなかつた。

これは、国をあげての強力な部落組織として内外ともに許してきたが、住民意志の反映のない政治は、戦争終結によって、ひとまたがりもなく崩壊してしまつた。

そうして、敗戦による混乱下では、これを再編成する力もなく、昭和二十三年ごろまでは有名無実な組織として、慣行的に存置された。

一方、進駐軍の指令により戦前から、常会制度を廢止することとなつた。敗戦による、食糧事情の悪化は、逐次深刻化し、ついに供出制度と配給制度の出現となり、供出のため、あるいは配給の円滑を期するための部落組織の必要に迫られ、昭和二十四年ごろ当町も常会組織が組合組織にあらためられた。しかしながら、強力な供出制度と敗戦とともに時期の混乱が

ら、だんだんこの組織も弱体化の一途をたどることとなつた。  
こうした中で、敗戦より復興への住民意欲は、年を経るにしたがつて、旺盛となり、部落振興と町政への関心が逐次高まってきた。  
このため、昭和二十七年ごろ嘱託区制となり、町が任命する嘱託員により、部落組織の再建と強化を図ることとなつた。  
当時町内の部落数は、一八〇であつたが、これは行政上非常に複雑であるため、第一次に一四三に統合、さらに九三部落に統合し、その組織は徐々に充実しつつ、現在に至るまで、部落振興のため大きな力となり、町政の発展に少なくとも実績を残しつつある。  

## 二、現組織の問題点

終戦から復興へ、さらに講和条約、国連加入等、わが国の発展は世界に例のない急速な進展をしめだし、世界の水準に勝るとも劣らない国勢となりつつあり、内においては、地方自治制度の高度化に伴い、民主政治の根本である市町村政治の充実が強く叫ばれ、あわせて住民サービスの向上が最も必要な段階となってきた。

このため、部落制度も、この目的達成のため、最も強力な組織であることが強く要求される時代と

当町の現制度をみると、町政の部落渗透は一応達成されるが、逆に住民意志の町政反映という点が不十分であると思われる。

すなわち、町執行部と一〇三部落の間は文書や、広報紙による伝達のほか、町が直接部落に出向いて町政につき懇談、あるいは指導するということは、その対象部落数が多いため、なかなか困難であり、仮に実施するにしても長期日を要するため、年、数回の実施は到底不可能である。

全国の例によると、人口二万の市町村の部落数は七〇～八〇程度が最も望ましいとされているが、当町はこれを相当上回っており、さらに最近一部地区においては、細分化の傾向にある。

### 三、改編の理由

このことは、あらゆる行財政の面に復雑な現象を生ずることとなる。

また、部落においても、住民の融和と、その振興を阻害するものであって、このままの状態で放慢することは、町政発展の上に多くの問題をのこすことになろう。これを打開するには、次の諸点が考えられる。

## ① 行政浸透の充実

先に述べたとおり、町政を浸透させる機会ができるだけ多くし、町民の町政に対する意識を向上させることには、文書や、広報等による方法も大事であるが、地区ごとの町政懇談会を年、少なくとも二回程度実施することが、より一層重要である。

## ② 部落の統合

標準部落数約八〇にするために、平均一部落六〇~七〇戸となる。

しかしながら、現況は大は二〇〇戸より、小は六戸と大小さまざまである。もちろん、その大小は地域により、やむを得ない状況にあるものもあり、一概に言い難いが、少なくとも農村地区においても、四〇戸の部落戸数に改編するよういたしたいが、このことは、一朝一夕には、実現しないし、その方向に指導する態勢をつくり、今後逐次合併を促進するよう努力したい。

## ③ 与論の吸収

住民の与論の吸収は、町政発展の上に、最も重要なことである。現在役場では、住民課相談係を通じ、町民の苦情、相談等を個々に吸収しているが、これだけでは遠隔地住民の声は、十分吸収できな

いと思われる。これがため、日常住民に接しながら、町政に対する意見の与論を吸収し、町政に反映させる機関を町と、部落の間に設ける。このためには、文書や、広報等による方法も大事であるが、地区ごとの町政懇談会を年、少な

くとも二回程度実施することが、より一層重要である。

## ④ 部落相互間の融和と協調性の確立

現在の組織では、部落内の融和と協調性は、確立されてきつあらが、一步部落外に出ると、十分とは言えないと思われる。地理的な面、住民の地域性等を考慮し、一〇カ部落内外の部落が、相互に融和、協調するための地区制をもうけ、社会教育、地区振興のための機関としたのである。

## ⑤ 自治活動の推進

現在の嘱託員制は、表面上は、町条例により、町が嘱託員を任命することになっている。これは住民の自治意欲を高揚させるには必ずしも適切でないと考える。

部落の組織はあくまで、部落住民の手で、すなわち、自治活動を推進する制度に名実ともに改めたい。

## 四、自治会組織

### ① 地区、自治会

#### 世話人の選出方法

以上の目的を達成するため、部落組織を次のように改めたい。

現在の嘱託区を自治会にあらためる。部落の区割は当分の間は現

状のままとする。したがって嘱託員は自治会長に改名され、その選出は、自治会内の推薦、又は、選舉によることとする。また、会の中別団次のよだな部を設け、それを専門の立場で活動できる組織に改める。

## 五、地区自治会

### 組織の新設

町と部落（自治会）との間に、新しく地区自治会を設置したい。

本町の戸数は、約五〇〇戸であるが、これを平均四〇戸程度を包括する地区とし、地理的条件を考慮して、各大字を区割りする。

またその名称は、別記のとおり、呼ぶこととする。

★ 週一回役場において町、各種委員会（以下当局という。）等に

より、その月及び週の諸行事計画を周知し、この際行事として表わ

れないので当局の考え方、現に実施しつある事務計画等の内容経過報

告をなし、これに基づき各部落の内に優秀部落に少しでも近づけて

ゆくように最善の努力を願い、お

の労をとつてもらう。

★ 当局と部落間の特別な連絡

（例をばその地区を主体とした行

事すなわち検診、予防注射、防除

事業、道路改修、社会教育活動

農改事業等その他）部落と当局間

の連絡（緊急災害、部落内の諸行

事並びに計画、前記に対する当局の手配、手続等その他）

★ 地区並びに部落振興育成

会並びに部落振興育成

会並びに部落振興育成

会並びに部落振興育成

会並びに部落振興育成

会並びに部落振興育成

会並びに部落振興育成

きく寄与することを信ずるもので、あるが、その委嘱については、部落自治会において、その地区内に居住する者の中から適当な人選を選出し、さらに地区内、部落自治会長連絡協議会長連絡協議会において、選出したものを、その地区的自治会世話人とする。

の地域の部落振興になるための最も効果的であるが、その委嘱については、部落自治会において、その地区内に居住する者の中から適当な人選を選出し、さらに地区内、部落自治会長連絡協議会長連絡協議会において、選出したものを、その地区的自治会世話人とする。

をもち、その地区的総合的な振興策（交通、経済、教育、文化、民

生、衛生等各般にわたる立地条件

にマッチする、しかもその事がそ

の地域の部落振興になるための最

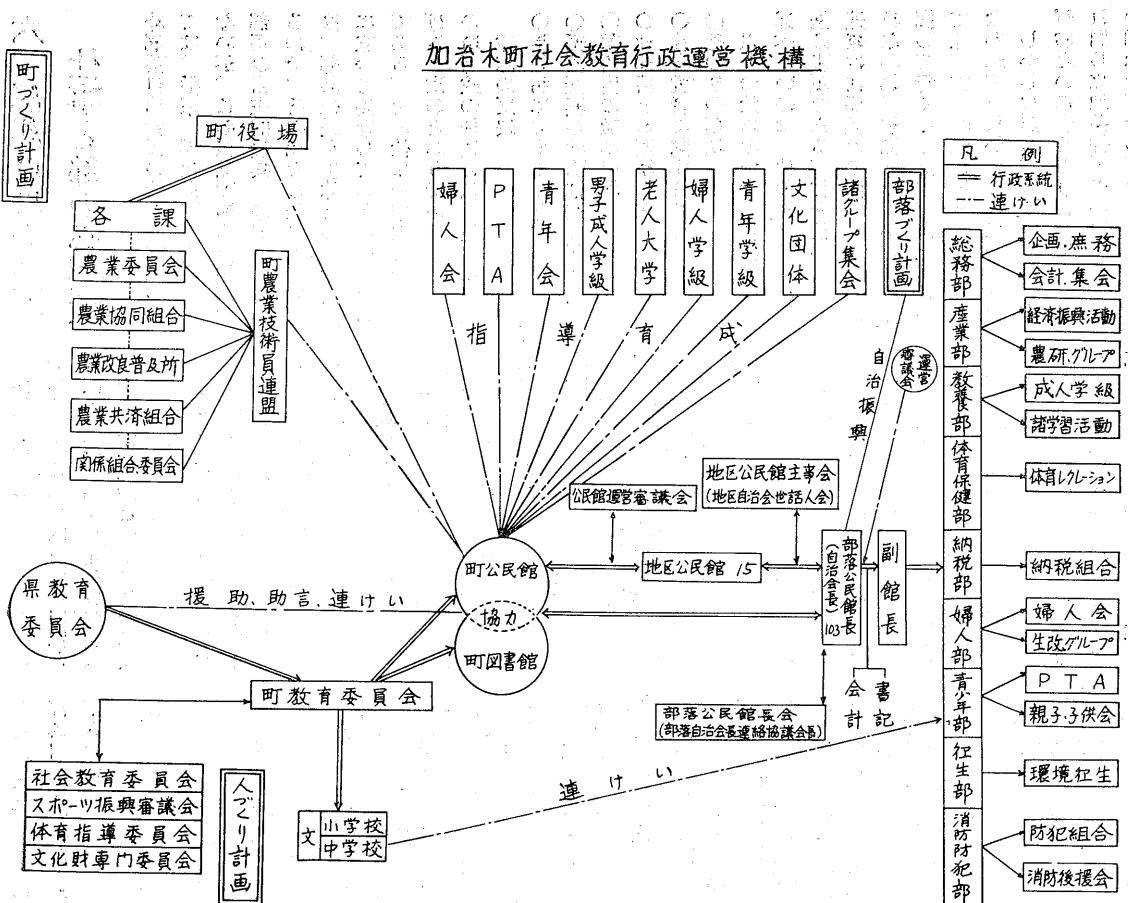
少経費をもつて可能なもので、地

域住民の協力を得られるもの。）

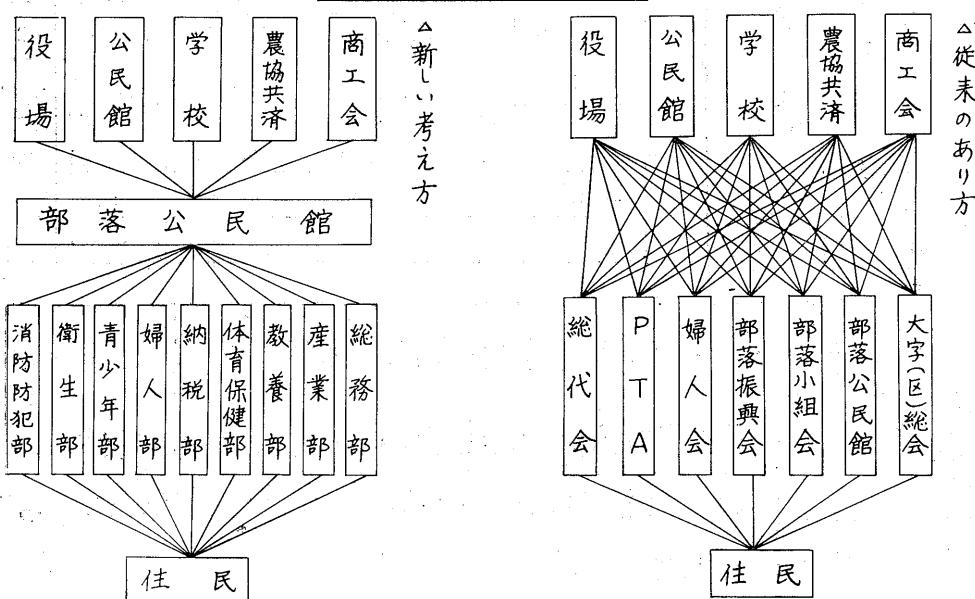
をもつて可能なもので、地

域住民の協





### 部落公民館の姿



## 六、部落自治会長の仕事と部の必要性

★部落自治会長の仕事内容については、従来（嘱託員）と変わりはないが、この組織改編の目的が、部落の自主的振興を基本としているので、その個々の任務については、部落住民を主体とした考え方には、部落住民を主体とした考え方には、立って処理していただきたいのである。その仕事の主なものを持げると次のとおりである。

- 町行政の伝達と執行並びに住民意志の反映
- 諸証明に関すること
- 部落振興の計画推進（部活動）
- 部落内の融和協調
- 他部落との連絡提携
- 社会教育に関すること
- その他の事項

以上の仕事の中で、特に、申し述べたいのは、他部落との連絡提携の事項である。従来他部落との連絡は住民個々の間においてのみ行なわれ、組織と組織が相互に提携して行くことは、町政においては、或る問題が起きない限り行なわれていなかつたと思われる。しかしながら、近隣の部落同志がお互いに手を取り合つてそれぞれ同じ立地条件下においての諸種の問題を解決して行くことは、部

では、従来（嘱託員）と変わりはないが、この組織改編の目的が、部落の自主的振興を基本としているので、その個々の任務については、部落住民を主体とした考え方には、立って処理していただきたいのである。その仕事の主なものを持げると次のとおりである。

### 意志の反映

○諸証明に関すること。

○部落振興の計画推進（部活動）

○部落内の融和協調

○他部落との連絡提携

○社会教育に関すること

○その他の事項

### ★部の構成

以上の仕事の中で、特に、申し述べたいのは、他部落との連絡提携の事項である。従来他部落との連絡は住民個々の間においてのみ行なわれ、組織と組織が相互に提携して行くことは、町政においては、或る問題が起きない限り行なわれていなかつたと思われる。しかしながら、近隣の部落同志がお互いに手を取り合つてそれぞれ同じ立地条件下においての諸種の問題を解決して行くことは、部

以下の地区協議会といふ。の必要性が生れてくる。

そこで部落自治会長は、この地区協議会の議員であることによって、地区内における、他部落との連絡提携が推進されることを願う次第である。

★次に社会教育に関する事項である。しかしながら、部落が振興する過程において欠くことのできない要素があるので、今回の改正は取り入れられていかつたといえども、従来の嘱託員制度では、組織の上での社会教育は全町的には取り入れられていかつたといえる。しかしながら、部落が振興する過程において欠くことのできない要素があるので、今回の改正は取り入れられたのである。

特に、町公民館一地区自治会一部落自治会の組織の上に明確にこの事項を取り入れたのである。

以下地区協議会といふ。の必要性が生れてくる。

を新設して、この活動を通して、部落自治会の振興を促進していた

ださたい。

## 七、部落自治振興

### 助成費の内容

#### ①自治会長手当相当額の助成

従来、町は部落嘱託員に対して嘱託員手当を毎月支給してきたが、この手当の支給も廃止される。しかしながら、部落においては、新しい自治会長に対する手当を当然支給されるので、この手当相当額を町が部落に助成費として、支給することとなつた。その額は下図のとおりである。

#### ②組織に対する助成

自治会の戸数に対し、その数に比例して新しく助成するものとする。

これは、近年逐次部落が細分化される傾向にあるので、これを防止するとともに、さらに上場地区下場地区のそれぞれの望ましい部落戸数に近づけることを目的とした助成である。

その内容において、当町のよう

に町地区並びにこれに類似する部

落形態と、純農村的部落形態とは

その標準戸数に近づくため統合へ

の努力、或いは組織づくりにおいて、おのずから相違すると思われる所以、この点等を特に考慮して助成することとした。

### 四、人口の動き

(昭和41年3月1日現在)

- ◎世帯数 5,266
- ◎人口 19,269人
- ◎2月中の自然増減
- 出生 21 死亡 24
- 転入 127 転出 49

区分 算出の内容	自治会助成費（手当相当額）			従来の嘱託員手当額D	差引(C-D)
	A 1戸当(月)	B 町総戸数	C 年間所要額		
均等割	4	5,000	240,000	480,000	△240,000
地勢手当	上場 25 下場 20	1,128 3,872	338,400 929,280	297,790 724,064	40,610 205,214
調査手当		7	2,282	191,680	191,680
計				1,699,368	1,693,534
					5,824

3月の  
家庭の日は  
20日です

この広報紙は大切に保存してください。  
「部落自治会の話し合いには、もちろん利用して  
いただきますが、いろいろな会合で有効に使って  
ください。」

## ◎ 上場

(12円×地区戸数) + 地勢手当  
2~3円×地区戸数) + 2000円  
= 一ヶ月分手当

## ◎ 下場

(12円×地区戸数) + 2000円 =  
一ヶ月手当

前記説明会が終了すれば、三月中に新しい、部落自治会長を選出し、三月末までに、町にその氏名と、各部長の名簿を提出していただきたい。

## ② 部落自治会長の選出

このため、必要であれば関係職員を説明のため、派遣するので、日時、場所を総務課まで通知していただきたい。(夜間も可)

## 規約(参考案)

第一条 総則  
この会は〇〇部落自治会といい、事務所を部落公民館または会長宅におきます。

活動に関する講習会、研修会、品評会等を開催し、経済生活の安定を図ります。産業部、各種産業の振興と経済生産を企画し、明るい協調的な社会人としての資質を養ないます。

第一条 総則  
この会は〇〇部落自治会といい、事務所を部落公民館または会長宅におきます。

八、地区自治会世話 九、新しい組織に人手当の助成

今回の改編により地区自治会制度が新設されるので、この世話人に對しては、その地区的戸数割と均等割で手当が助成される。しかし上場地区に対しては、地勢に応じて別に手当が加算される。

① 部落説明会の実施  
先に各地区ごとに部落嘱託員会を開催しましたが、その資料に基づき、三月中旬までに嘱託員の方から部落会を開いて、細部の説明会を実施していただきたい。

四月初旬に部落自治会長の総会を招集し、地区自治会長の選出のため、説明会を実施した後、これに基づいて四月中旬より、地区自治会世話人を選出し、町長に報告していただく。

第五条 この会は前条の目的を達成するため次の事業を行ない、各部はそれぞれの任務をもちます。総務部(この会は運営上の庶務、予算、決算の処理、備品の管理、保全、各部間の連絡調整及び部活動の推進、部長会の開催などを行ない、部落の向上、発展に關するすべての企画運営にあたります)。

第六条 この会に次の役職員をおきます。  
会長一名、副会長一名、部長各一名顧問若干名、監査員一名

## ◎ 上場地区

40戸を基準とする 年額  
 $(35円 \times \frac{100}{100} \times 40 = 1.400円)$

戸数	算出基準
10~19	$35円 \times \frac{60}{100} \times 戸数 = 年助成額$
20~34	$35円 \times \frac{80}{100} \times 戸数 = "$
35~49	$35円 \times \frac{100}{100} \times 戸数 = "$
50~64	$35円 \times \frac{110}{100} \times 戸数 = "$
65戸以上	$35円 \times \frac{120}{100} \times 戸数 = "$

## ◎ 下場地区

60戸を基準とする 年額  
 $(35円 \times \frac{100}{100} \times 60 = 2.100円)$

戸数	算出基準
20~34	$35円 \times \frac{60}{100} \times 戸数 = 年助成額$
35~49	$35円 \times \frac{80}{100} \times 戸数 = "$
50~64	$35円 \times \frac{100}{100} \times 戸数 = "$
65~79	$35円 \times \frac{110}{100} \times 戸数 = "$
80戸以上	$35円 \times \frac{120}{100} \times 戸数 = "$

第三章 この会は〇〇部落住民が自主的に運営し、部落民の親ぱくと結束のもとに住民の実生活に即する教育及び、文化生活に関する各種の事業を行ない、もって教養の向上や健康の増進をとおして、明るい部落づくりに努めることを目的とします。

第三章 組織及び事業(任務)を図り、期限内納税に努めます。

婦人部(日常生活を合理化するための生活改善の推進をはかり、栄養教室や講習会を開催します)、

消防防犯部(防火思想の普及、火の元の調査など部落を安全に守るためにの防犯策を講じます)、

保健部(婦人部、消防防犯部、衛生部、青少年部)、

## ◎ 全員をもつて組織します。

体育保健部(各種のスポーツ活動を企画し、全員の体位向上や健康の増進を図り、体育レクリエーションの活動を通じて融和の気運をつくり、衛生部と協力して健康な部落づくりに努めます)、

## ◎ 全員をもつて組織します。

年額  
 $(35円 \times \frac{100}{100} \times 40 = 1.400円)$

戸数	算出基準
10~19	$35円 \times \frac{60}{100} \times 戸数 = 年助成額$
20~34	$35円 \times \frac{80}{100} \times 戸数 = "$
35~49	$35円 \times \frac{100}{100} \times 戸数 = "$
50~64	$35円 \times \frac{110}{100} \times 戸数 = "$

戸数	算出基準
10~19	$35円 \times \frac{60}{100} \times 戸数 = 年助成額$
20~34	$35円 \times \frac{80}{100} \times 戸数 = "$
35~49	$35円 \times \frac{100}{100} \times 戸数 = "$
50~64	$35円 \times \frac{110}{100} \times 戸数 = "$

戸数	算出基準
10~19	$35円 \times \frac{60}{100} \times 戸数 = 年助成額$
20~34	$35円 \times \frac{80}{100} \times 戸数 = "$
35~49	$35円 \times \frac{100}{100} \times 戸数 = "$
50~64	$35円 \times \frac{110}{100} \times 戸数 = "$

戸数	算出基準
10~19	$35円 \times \frac{60}{100} \times 戸数 = 年助成額$
20~34	$35円 \times \frac{80}{100} \times 戸数 = "$
35~49	$35円 \times \frac{100}{100} \times 戸数 = "$
50~64	$35円 \times \frac{110}{100} \times 戸数 = "$

